第十七条の二第十三項	銀行法施行規則第十七条の二第六項及び第十項の規定を準用する場合
第十七条の二第十四項	銀行法第十六条の二第一項第十二号に規定する主務省令で定めるもの
第十七条の二第十五項	銀行法第十六条の二第一項第十六号に規定する主務省令で定めるもの
第十七条の二第十六項	銀行法施行規則第十七条の二第六項第九号、第七項、第九項から第十三項まで及び第十五項第二号ロの規定を準用する場合
［略］	
第十七条の三第六項	銀行法施行規則第十七条の三第二項第三十五号及び第三十六号の規定を準用する場合
［項を削る。］	
［略］	
第十七条の四第三項	銀行法第十六条の二第五項に規定する主務省令で定める事由
第十七条の四第四項	銀行法第十六条の二第十二項本文に規定する主務省令で定める事由
第十七条の四第五項	銀行法第十六条の二第十二項ただし書に規定する主務省令で定める事由
第十七条の四の二	銀行法第十六条の二第四項に規定する主務省令で定めるもの
第十七条の四の三	銀行法第十六条の二第四項に規定する主務省令で定める会社
第十七条の五（第一項第二号ハ及びニ、第四項から第八項まで並びに第十項を除く。）	子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等
［略］	
第十七条の七の三第一項から第三項まで	銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める会社

第十七条の二第十二項	銀行法施行規則第十七条の二第七項及び第十項の規定を準用する場合
第十七条の二第十三項	銀行法第十六条の二第一項第十二号に規定する主務省令で定めるもの
第十七条の二第十四項（第六号を除く。）	銀行法第十六条の二第一項第十三号に規定する主務省令で定めるもの
第十七条の二第十五項	銀行法施行規則第十七条の二第八項、第九項、第十項、第十一項及び第十二項の規定を準用する場合
［同上］	
第十七条の三第六項	銀行法第十六条の二第二項第六号ハに規定する主務省令で定めるもの
第十七条の三第八項	銀行法第十六条の二第二項第八号ニに規定する主務省令で定めるもの
第十七条の三第九項	銀行法施行規則第十七条の三第六項及び第八項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に規定する者が保有する議決権
［同上］	
第十七条の四第三項	銀行法第十六条の二第八項に規定する主務省令で定める事由
［項を加える。］	
第十七条の四の二	銀行法第十六条の二第七項に規定する主務省令で定めるもの
［項を加える。］	
第十七条の五（第一項第二号ハ及びニ並びに第三項を除く。）	子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等
［同上］	
第十七条の七の三第一項及び第二項	銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める会社